

# 公家新制と寺辺新制

——興福寺寺辺新制を中心に——

稲葉伸道

はじめに

中世において「新制」の名を以て呼ばれる法令は、公家新制や武家新制がよく知られているが、大寺院が寺内および寺辺を対象範囲に発布したいわゆる寺辺新制についてはあまり知られていないようである。かつて、水戸部正男氏がその著『公家新制の研究』の中で治承五年六月の興福寺寺辺新制を取り上げられ、また最近「高野山の寺辺新制」と題する論稿において、延応元年六月五日の高野山あて「宗家八ヶ条新制」を中心に高野山の新制を検討された。<sup>(2)</sup> また網野善彦氏は「徳政雑考——アウエハント『鯨絵』にふれて——」において、興福寺寺辺新制と公家新制との対応関係に注意を促された。<sup>(3)</sup> 本稿は、網野氏の視点を継承し、興福寺に残された寺辺新制の個々の条文の検討を行ない、公家新制との対応関係、公家新制の発布から寺辺新制定までの過程を追求してみたいと思う。

## 第一章 興福寺寺辺新制

(一) 治承五年寺辺新制

治承五年（一一八一）六月の興福寺寺辺新制については、すでに『平安遺文』三九六八号、および水戸部正男氏の『公家新制の研究』において寺辺新制の最初のものとして紹介されており、周知のものがある。別当信円以下五十六名の寺僧が署名した「寺辺新制事」で始まる本文は、学衆を対象とする三カ条、禪衆を対象とする五カ条の計八カ条の条文によって構成されている。内容は、乗物・衣服・所従の規定、東西両金堂で行なわれる修二月の造花の規制、若宮祭の田楽装束の規制、中堂子・法師原の衣服の規制であり、いわゆる過差の禁令、儉約令である。この寺辺新制が公家新制をうけて作成されたことは水戸部氏の推測される通りであろう。ただ、我々はその内容に興福寺独自の修二月の造花や若宮祭の田楽装束の規定が存在していることに注目しておかなくてはならない。寺辺新制はたんに公家新制のそのままでの適用ではなく、寺院独自の規定が盛り込まれているのである。もうひとつ、我々が注目しなくてはならないことは、この新制の有効性の問題である。前年十二月に平重衡の軍勢によって南都がほとんど

灰燼に帰した中で、はたして過差の禁令がどれほど学衆や禅衆などの  
 寺僧や下級の俗人たちによって守られたかは、はなはだ疑問と言わざ  
 るを得ない。治承五年六月二十日に伽藍再建の手斧始があり、同十五  
 日には造興福寺除目と造管料国の国充が行なわれたことを考えると、  
 同じ六月に発布されたこの新制は、興福寺の再出発にあたって、とも  
 かく発布することに意味があるのであって、その内容の実行をそれほ  
 ど期待していなかったのではないだろうか。

さて、この寺迎新制は、国立公文書館(旧内閣文庫所蔵)に所蔵さ  
 れる大乘院文書中に含まれるものであり、その表紙には、

「康永三年後二月 日

寺迎新制治承五年

法眼和尚位(花押)

とあって、康永三年(一三四四)法眼某による書写本であることがわ  
 かる。同年の同一人物による新制の筆写は、後述する弘長三年の新制  
 もそうであり、後で問題としたい。

(二) 嘉祿二年南都新制

嘉祿二年(一二二六)正月日の「南都新制条条」で始まる寺迎新制  
 は、先年公刊された『福智院家古文書』<sup>(6)</sup>で初めて知られたものであ  
 る。この南都新制は正文であり、別当前権僧正法印大和尚位(範円)、  
 権別当法印権大僧都(円玄)<sup>(7)</sup>が上段に署判し、三綱八名・五師五名が  
 下段に署判している。

この新制の特徴は、第一に過去の新制を引用している点にある。

△表Ⅰ▽は、全十一カ条の条文の事書と、各条に引用された過去の新  
 制等をしるしたものである。第⑥⑨⑩条は過去の新制の記載がなく、  
 この年に新しく設けられた条文であることがわかるが、残る①②③④  
 ⑤⑦⑧⑩条はいずれも何らかの先行法令を引用したものである。登  
 場する先行法令は「元久新制」「今制」「今新制」「公家宣下之状」「代  
 々起請」「文治年中八箇条起請」「治承・建久兩代起請」「建久之新制」  
 「公家新制」である。このうち、もっとも多く引用されるのは「元久  
 新制」と「今制」であり、①②③④⑤⑩条に共に引用されている。そ

△表Ⅰ▽

条文番号	事	書	引用する先行法令
①	所従事		元久新制・今制
②	乗物事		元久新制・今新制
③	衣服事		元久新制・今制・公家宣下之状
④	躰物事		元久新制・今制
⑤	東西金堂修正修二月造花過差事		元久新制・今制
⑥	新堂童子事		
⑦	夜狂敵事		代々起請・文治年中八箇条起請
⑧	若宮祭間事		治承・建久兩代起請
⑨	雜摩会延年事		建久之新制・公家新制
⑩	学侶世俗過分事		
⑪	五節台事		元久新制・今制

それぞれの引用のあり方を参考までに記すと、  
第①条の場合、

「一、新従事

元久新制云、僧綱出仕之間、(中略)

已上元久 今制同之、

とあって、全文が「元久新制」の引用であり、「今制」も同文であることが示されている。

第②条をみよう。

「一、乗物事

元久新制云、於寺中僧綱以下

(中略)

已上元久、今新制大概同上、但彼状少

僧都以下與莊殿過差制之、於今度者貴

所之外一向可令停止件莊殿過差也、

(下略)

第①条と体裁はほとんど変わらないが、「但」以下の部分に、この南都新制で新しく付加された規定が示されている。

このように、①②③④⑤⑩条から、南都新制が「元久新制」と「今制」(「今新制」)を継受して、そのまま、あるいは一部分修正加筆されて成立していることを指摘することができる。

さて、この「元久新制」および「今制」(「今新制」)とはどのようなものであるのか。

公家新制と寺辺新制(福葉)

「今制」が「今新制」とイコールであることは、第①条・第②条の条文の対応からみて間違いない。この「今制」が嘉祿二年正月日の「南都新制条条」を指しているのではないことは、第②条において「但」以下の但し書が付け加えられ、「元久新制」と「今制」の相違点が記されていることから明白である。それでは、「今制」は何なのか。すぐ考えつく法合は、前年嘉祿元年十月二十九日に発布された公家新制三十六箇条である。この公家新制については三浦周行氏が三四箇条の事書を紹介され、そのうちの三カ条については本文が判明している<sup>(9)</sup>。この宣旨の様式で制定された三十六箇条の公家新制と、「今制」を引用する「南都新制条条」の条文とを比較すると、「南都新制条条」①②③④⑩条については両者が関連していると考えられるが(ただし、事書の文言は必ずしも一致しない)、第⑤条については、公家新制の中にそれに対応する条文を見出せない。以上の点から、「今制」とは嘉祿元年十月二十九日の公家新制を指しているのではないと考えてよいであろう。とすると「今制」とは何か。私は、十月二十九日の公家新制をうけて、その後とくに興福寺に宛てて太政官牒の様式で下された公家新制が「今制」に該当すると考える。それ故に、第⑤条「東西金堂修正修二月造花過差事」の如き特殊興福寺の東西両金堂で勤修される修正会・修二月の法会の莊殿のための造花の過差を「今制」が規制しているのではないか。なお、第③条中にみえる「公家宣下之状」とは「今制」を指しているものと考ええる。

次に「元久新制」について。元久年間(一一〇四～一一〇六)に公

家新制が發布された事実については、従来指摘されていない。<sup>10)</sup>したがって「元久新制」を公家新制とすることは無理がある。結論を先に示すならば、この「元久新制」は寺辺新制と考えられる。嘉禄二年正月日付の「上童衣服等事」に関する個別法令が春日神社文書の中に残されている。<sup>11)</sup>

「上童衣服等事」

大概如三元久之起請、但此内於三衣事者衆徒殊有評定、如本雖被寛宥、今守公家之新制、追願当寺之先規、重着三領、猶勿三相聽、又直垂裏同任、勅制可被停止之、

嘉禄二年正月 日

この文書では「公家之新制」と対比して「元久之起請」とあり、「元久新制」とは言っていない。「起請」については、第⑦⑧条にみえる「代々起請」「文治年中八箇条起請」「治承建久兩代起請」も同様の表現をとっている。おそらく、この「起請」とは公家新制ではなく興福寺の寺僧集団が制定した寺法を指していると考えられる。「治承建久兩代起請」(⑧条)の治承の起請とは、「若宮祭田築装束花美事」の条文を含む先述した治承五年の寺辺新制を指しているものと考えてよいであろう。

このほか、第⑧条には「建久之新制」が引用されている。若宮祭に関するこの引用条文は、いわゆる公家新制の建久Ⅰ令や建久Ⅱ令(水戸部前掲論著参照)には見られない。寺辺新制を意味する建久の起請とは区別される「建久之新制」とは、おそらく、過差の禁令を多く条

文中に含む建久Ⅱ令の特殊興福寺宛に出されたものであり、「今制」に相当するものではなからうか。

以上のように、この嘉禄二年正月日の南都新制は、前年嘉禄元年十月二十九日の公家新制をうけて興福寺に宛てて發布された「今制」(今新制)を契機に、「今制」と過去の寺辺新制とりわけ「元久新制」に基づいて制定したものであるといえよう。ただ注意しなくてはならないことは、第⑥⑨⑩条がこの嘉禄二年正月の時点で初めて立法されたもので、「今制」や「元久新制」に基づいていない点である。

さて、「至今度者且遵三行勅制、殊達貴所三広触三満寺、稱可被三行三件罪科三之状、依三衆議三所三定三如三件」という書き止め文言は、この南都新制が、まさに勅制(公家新制および「今制」を指している)を遵行する法令であることを如実に示しているが、もうひとつ、この法の制定者が「衆議」であることを示している。この「衆議」がいかなる実体を持ったものであるかは具体的に指摘することはできない。ただ、それが、この法令の最後に署名を加えている別当範円、権別当玄円、上座玄融以下八名の三綱、五師長忠以下五名の五師だけによる「衆議」ではないと推定するのは誤りではないであろう。なぜなら、この南都新制には裏書が三カ所にあり(①④⑩条)、表に記された法文の一部修正がなされていて、その裏書の書き出しはいずれも「重衆徒僉議云」とあって、この法の制定者が「衆徒僉議」であることを示しているからである。また、第⑨条では維摩会延年の仁については「衆徒可令評定矣」と規定し、先に引いた「上童衣服等事」に関する嘉禄二年

<表Ⅰ>

	治承5年 寺辺新制	嘉禄2年 南都新制	弘長3年 太政官牒
学 衆	① 所従事	① 所従事	① 応興行法相并律宗事
	② 衣服事	② 乗物事	② 応補任浄行住侶等正権別当并僧正事
	③ 乗物事	③ 衣服事	③ 応撰其器維摩会講師事
禪 衆	④ 所従事	④ 躰物事	④ 応令七大寺別当等興隆事
	⑤ 衣服事	⑤ 東西金堂修正修二月造花過差事	⑤ 応停止七大寺以下諸寺別当売買其寺領事
		⑥ 新堂童子事	⑥ 応停止諸院家領沽却事
		⑦ 夜荘啟事	⑦ 応停止遁世別韻輩世道口入事
		⑧ 若宮祭間事	⑧ 応禁断大和國中殺生事
		⑨ 維摩会延年事	⑨ 応停止酒宴事
		⑩ 学侶世俗過分事	⑩ 応停止権威仁押領甲乙人所帶事
		⑪ 五節台事	⑪ 応停止寺門飼鴨事
	⑥ 東西金堂修二月造花等過差事		⑫ 応禁誡寺社御願供料不法事
	⑦ 若宮祭田楽装束花美事		⑬ 応不毎年退転勤行別当坊三十講事
	⑧ 中童子法師原過差事		⑭ 応停止神人寄人加増事
			⑮ 応不論権門充催夜荘啟頭事
			⑯ 応停止衣裳等過差事

正月日の単行法令も「但此内於二衣事者、衆徒殊有評定、如本雖被寛宥」とあって、衆徒の評定が法の制定者であることを示している。このように、この南都新制は「衆徒」の僉議・評定によって制定されたものと考えられ、「衆議」とはそれを指す言葉であると考ええる。この「衆徒」がいかなる集団を具体的に指しているかについては、今のところ断言することができない。おそらく、それは鎌倉後期以降の学侶・学道に対比される衆徒・衆中ではなく、別当・三綱・五師を含む学侶を中心とする大衆集団ではなかったか。南都新制の署判者は、それら集団の代表者として署判を加えたとするのが妥当であると考えられる。

次に、嘉禄二年の南都新制と治承五年の寺辺新制の条文内容を比較すると(表Ⅱ参照)、以下の特徴を認めることができる。

- ① 治承の寺辺新制が、学衆と禪衆という寺内寺僧の二大身分に対してそれぞれ規定しているのに対して、嘉禄二年の南都新制はそのような区分をしない。
- ② ①の形式上の相違点を別にすれば、両者は過差の禁止という点で共通の性格を有する。
- ③ ただし、その規定は嘉禄二年の新制の方が治承五年の新制よりも適用範囲が広くなり、又、新しい規制条項も付け加えられている。たとえば、治承五年寺辺新制の第⑦条は、若宮祭の田楽装束の「花美」を禁じた条項である。これは嘉禄二年南都新制の第⑧条に対応するが、南都新制では装束の規定はより詳細になった。

けでなく、田楽の際の酒肴の規制や馬長の服装に關しても規定を加え、規制する対象範囲を拡大している。また、南都新制の⑥⑦⑩⑪条は治承五年寺辺新制には見られないのである。

(三) 弘長三年太政官牒

弘長三年(一一六三)十月十七日の日付を持つ興福寺宛の太政官牒の写本が、現在二点伝わっている。ひとつは、国立公文書館(旧内閣文庫)所蔵の大乗院文書(古文書24函412号)に冊子本としてあり、もうひとつは奈良市氷室神社所蔵の大宮文書の中に前後欠の断簡が卷子仕立てになって残されている。<sup>(12)</sup>この太政官牒ははまだ活字化されていないため、内閣文庫本をベースに、部分的に大宮文書を参考にして翻刻したものを本稿の巻末に参考として掲載する。<sup>(13)</sup>

(i) 発布にいたる経過

この太政官牒は厳密に言えば寺辺新制ではない。嘉祿二年の南都新制を参考にすれば、公家新制と寺辺新制の中間に位置するものである。この点についてまず考察を加える。

この太政官牒が、書写された康永三年(一一三四)の時点で「新制。宣下十六箇条」と呼ばれていたことは、内閣文庫本の奥書にあきらかである。文永六年(一一六九)の春日若宮神主の日記には、「弘長年中、以寺意見被宣下候了、爰其時制符。於当社者太略被破候歟」とあって、「制符」と呼ばれていたことはあきらかである。

公家新制の下達のあるり方に関して、後藤紀彦氏は「新制はまつ宣旨として公布され、各官衙・寺社・権門へ伝達されるときは、その関係

条項のみを同日付の太政官符(牒)・官宣旨・院宣等によって布達されたとされ、笠松宏至氏もまた、後藤氏も引用された建久二年(一一九一)三月二十二日の鞍馬寺宛の太政官牒を例にあげて、「このような通達形式(宣旨で出された新制のうち寺院関係の条文のみを抽出し、鞍馬寺に太政官牒で以って通達したこと——筆者注)は平安・鎌倉期の新制のほぼ凡てに妥当するものと思われる」と指摘された。<sup>(14)</sup>両氏の指摘、および先に考察した嘉祿二年の南都新制の事例を参考にすれば、この弘長三年の太政官牒が宣旨の形で発布された公家新制をうけて、とくに興福寺宛に発布された公家新制であると推定できるのである。先に示したように、後世になって「制符」「新制」「宣下」と呼ばれたのは、その故なのである。

次に太政官牒発給に至る経過を具体的に追求してみよう。

この官牒の特徴は、すべての条文が興福寺の僧綱大律師等の弘長三年八月十日の奏状の引用である点である。この官牒は「奉勅依奏」とあって、奏状の内容をそのまま承認したものである。この興福寺奏状はその文中にある「爰忝預千載一遇之聖問、所述千慮一得之愚短也」の文言からもわかるように、「聖問」をうけて上申されたものである。先に引用した「中臣祐賢記」文永六年正月二十一日条は、「去弘長年中被召御寺異見」「弘長年中以寺意見被宣下候了」とこの間の事情を記している。すなわち、時の後嵯峨上皇の「聖問」をうけて興福寺の「意見」をしるした奏状が上申されたのであり、朝廷はその奏状をそのまま認めて新制として興福寺に下達したものと考えられるのである。

る。このような経過によって公家新制が出された事例は、他には見出すことができない。ところで、この年八月十三日に四十一箇条の条文を有する宣旨（公家新制）が発布されていることは、すでに三浦氏・水戸部氏によって紹介されていたが、『中世政治社会思想』下巻に全文が収められてよく知られるようになった。この四十一箇条の新制の日付は八月十三日であり、興福寺の奏状は八月十日である。この点から、弘長三年の新制の場合、宣旨↓太政官牒という形式を表面上はとっているように思われるものの、実際には宣旨が出される前の段階で、個別興福寺に対して出される太政官牒の準備がなされていたと考えられる。以上の公家新制の伝達のあり方については次章でさらに考察を加える。

(ii) 条文の特徴

「雑事拾陸箇条」の各条文の事書部分を記してみると、以下の通りである。

- ① 応レ興<sub>レ</sub>ニ行法相并律宗ニ事
- ② 応レ補<sub>レ</sub>ニ任浄行住<sub>□</sub>等<sub>（俗志）</sub>正権別当并僧正ニ事
- ③ 応レ撰<sub>レ</sub>ニ其器<sub>ニ</sub>維摩会講師事
- ④ 応レ令<sub>レ</sub>ニ七大寺別当等興隆ニ事
- ⑤ 応レ停<sub>レ</sub>ニ止七大寺以下諸寺別当売<sub>レ</sub>買其寺領事
- ⑥ 応レ停<sub>レ</sub>ニ止諸院家領沽却ニ事
- ⑦ 応レ停<sub>レ</sub>ニ止遁世別韻輩世事口入ニ事
- ⑧ 応レ禁<sub>レ</sub>ニ断大和國中殺生ニ事

公家新制と寺迎新制（稲葉）

- ⑨ 応レ停<sub>レ</sub>ニ止酒宴ニ事
- ⑩ 応レ停<sub>レ</sub>ニ止權威仁押<sub>レ</sub>領甲乙人所帶ニ事
- ⑪ 応レ停<sub>レ</sub>ニ止寺門飼鴨ニ事
- ⑫ 応レ禁<sub>レ</sub>ニ誠寺社御願供料不法ニ事
- ⑬ 応<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>ニ毎年退転<sub>ニ</sub>動<sub>レ</sub>行別当坊三十講ニ事
- ⑭ 応レ停<sub>レ</sub>ニ止神人寄人加増ニ事
- ⑮ 応<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>レ論<sub>ニ</sub>権門<sub>ニ</sub>充<sub>レ</sub>催夜莊殿頭<sub>上</sub>事
- ⑯ 応レ停<sub>レ</sub>ニ止衣裳等過差ニ事

条文の事書部分を先に検討した治承・嘉祿の寺迎新制と比較すると（〈表Ⅱ〉参照）、以下の諸特徴が指摘できる。

- ① 前二者がすべて過差の禁令であるのに対して弘長三年の太政官牒では最後の⑯条のみが過差の禁令であること。つまり、弘長三年太政官牒は衣服等の過差の禁令（俵約令）を主たる目的としていない。

② 前二者が興福寺寺内を対象としているのに対して、この太政官牒は第④⑤条で興福寺だけでなく七大寺（東大寺・興福寺・元興寺・西大寺・葉師寺・大安寺・法隆寺<sup>20</sup>）の別当を問題とし、第⑧条で大和国を対象とした殺生禁断令を出している。また、第⑩条では「男女郷民」の服装の規定を行なっているが、この郷民とは、興福寺の支配する南都七郷や後に大乘院郷・一乗院郷に発展する南都の都市民であると思われる<sup>21</sup>。興福寺と何らかの支配被支配の關係にあるとはいえ、この時期成長しつつある南都（奈良）の都市

民としての自立性を備えた存在である。

① 法の適用範囲の拡大は、同時に興福寺のこれらの寺院・地域への支配に対する朝廷の公認を意味する。興福寺が大和国一國の殺生禁断を命ぜられたことは、興福寺が持つ国司・守護としての権限によるものであろう。<sup>(22)</sup>ただ、七大寺別当に対して興福寺が干渉することを認められたことは、西大寺・法隆寺などの興福寺の末寺と化した寺院は別として、東大寺のように興福寺と相並ぶ大寺院の別当について干渉することを認めたことになり、現実には東大寺が興福寺の末寺とならなかったが、興福寺が東大寺を末寺化する可能性があったことを示している。

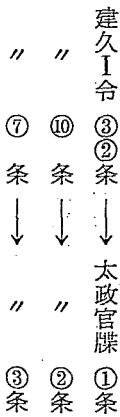
次に、弘長三年八月十三日の宣旨とこの十月十七日の太政官牒の内容を比較しよう。

第一に注目されるのは、直接対応関係にある条項が少ないことである。《表Ⅱ》は対応関係にあると思われる条文を比較したものである。この比較から、以下の点が指摘できる。数少ない対応関係にある条文の中でも直接対応関係にあると考えられるのは、宣旨②条と官牒⑩条、宣旨④条と官牒③条ぐらいのものであること。宣旨⑪条は諸寺の別当がその本来の職務である寺院伽藍の修造に励むことを規定した内容であるが、それに直接対応する官牒の条文がないこと。官牒②④⑤条が別当の問題を扱ってはいるが、そこでは特に④⑤条にみるように、別当が悪党を扶持し学侶を顧みないこと、遷替の職たる別当が寺領を売買することを禁じた内容と合わせて、別当による修造が問題とさ

《表Ⅱ》

弘長3年8月13日 宣旨	弘長3年10月17日 太政官牒
①条 可令諸寺執務定任限、修造本寺事	②条 應補任淨行住侶等正權別当并僧正事 ④条 應令七大寺別当專興隆事 ⑤条 應停止七大寺以下諸寺別当売買其寺領事
②条 可諸寺諸山頭密僧侶守戒法事……而刺近來頻好宴飲、苦妻妾……	③条 應停止酒宴事
③条 可停止細素上下諸人服飾以下過差事	④条 應停止衣裳等過差事
④条 可禁断六齋日殺生事	⑤条 應禁断大和國中殺生事

れているのである。つまり、宣旨の精神は生かされてはいるものの、条文に直接的な対応関係がないのである。この点は宣旨②条と官牒⑩条についても指摘できよう。これは、笠松氏や後藤氏が指摘された公家新制建久I令と建久二年三月二十二日の太政官牒(鞍馬寺苑)の条文の対応関係、すなわち



が法文をそのまま引用し合叙するような直接的な対応関係になっ



第二に、この弘長三年の宣旨と太政官牒の比較において興味深いのは、宣旨<sup>③</sup>条(可禁制僧徒兵杖事)の僧徒兵杖禁止令が官牒に見出すことができない点である。<sup>③</sup>条には、

「仰<sup>二</sup>東大興福延暦園城等以下諸寺々務<sup>一</sup>、若有<sup>二</sup>違犯之輩<sup>一</sup>、早

令<sup>レ</sup>注<sup>二</sup>進交名<sup>一</sup>、宣<sup>レ</sup>仰<sup>二</sup>武家<sup>一</sup>加<sup>二</sup>中<sup>一</sup>炳誠<sup>上</sup>

という文言があつて、興福寺を名指しているのであるから、当然、官牒に兵杖禁止の条項が入つてもよいのであるが、それがないのである。この点をどう考えるべきであろうか。すでに三浦氏が紹介されたが、この<sup>③</sup>条を施行した院宣を請けた八月二十六日付の神護寺の請文案が残つている。<sup>(23)</sup>

「当時兵具禁制事、院宣謹以令<sup>二</sup>拜見<sup>一</sup>候了、早存<sup>二</sup>此旨<sup>一</sup>、殊可<sup>レ</sup>

令<sup>二</sup>禁遏<sup>一</sup>候、若違犯之輩候者、任<sup>レ</sup>被<sup>二</sup>仰下<sup>一</sup>之旨<sup>上</sup>、可<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>注<sup>一</sup>

進交名<sup>二</sup>之由、住侶一同謹所<sup>レ</sup>請如<sup>レ</sup>件、

この史料から我々は、八月十三日の新制(宣旨)のうちの一カ条がただちに院宣によつて神護寺に発布され、その命令を神護寺が八月二十六日に請けている事実を知ることができる。このような院宣が興福寺にも下されたのか否かについては史料がない。ただ、兵杖禁止令がただちに院宣によつて興福寺など諸寺院に命ぜられたと考えれば、十月十七日の太政官牒に兵杖禁止の条項が入らなかつたことも説明が一応つくであらう。

さて、以上の比較から、この太政官牒が過去の寺辺新制とも、あるいは同年の公家新制の内容とも随分異なつた性格を有していることが

指摘できるであらう。それは、おそらく、従来のように公家新制の条文の一部を形式的にとくに興福寺に適合するように個別の新制(太政官牒)を下すというようなことをせず、興福寺側からの「意見」を汲みとつて(興福寺の「意見」が「聖問」<sup>11</sup>後嵯峨院の意向にそつて出されたことは言うまでもないであらう)、それをそのまま認可するといふ、当時の後嵯峨院政の積極的な政策に拠るものであり、また、興福寺側が形式的にはなく、まさに現実に興福寺が当面する問題を意見に盛り込んだ結果であらう。

#### (四) 興福寺の直面する問題と衆徒

太政官牒の条文に示された興福寺の当面する問題の全てについて言及するのは別の機会に述べることにして、ここでは、第<sup>⑤</sup>条の夜莊殿役をとり上げることによつてその一端に触れることにする。

第<sup>⑤</sup>条の内容(巻末の参考史料参照)から、我々は興福寺東西両金堂の夜莊殿が興福寺の「大管」であり、興福寺はその頭役を他権門に属するか否かを問わず一國平均役として國中の住人に課し、「古年頭」「神人」「巫女」にもこの役を賦課しようとしていたことを知ることができる。夜莊殿役が興福寺の大和国一國支配上の重要な問題であつたといえる。「中臣祐賢記」<sup>(24)</sup>文永六年(一二六九)正月十八日条は、春日社に所屬する本社神人・散所神人に対して興福寺が東西金堂修二月の夜莊殿頭役を課すことに反対して、社家が藤氏長者に訴え出た記事をしるしている。そこに引用された同年正月二十一日の春日社神人申状は注目される。

「(前略) 去弘長年中、被<sub>レ</sub>召<sub>二</sub>御寺異見<sub>一</sub>、当國中神人以下諸權門等、自<sub>二</sub>往古<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>勤<sub>二</sub>夜莊殿役<sub>一</sub>之輩、悉可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>勤之由、勅定之間、於<sub>二</sub>吉野以下諸權門<sub>一</sub>者、未<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>其催<sub>一</sub>之前、限<sub>三</sub>三千当社之神人<sub>一</sub>、蒙<sub>二</sub>水火之責<sub>一</sub>、不便次第也、(中略) 然間、或有<sub>下</sub>逃<sub>二</sub>脱他國<sub>一</sub>之輩<sub>上</sub>、或有<sub>下</sub>遁<sub>二</sub>其職<sub>一</sub>之者<sub>上</sub>、依<sub>二</sub>數多<sub>一</sub>神人等既減少、神役闕怠者也、(下略)」

すなわち、今問題にしている弘長三年十月十七日の太政官牒によつて、従来は夜莊殿役を勤めていなかった者も頭役を課せられるようになったこと。特に吉野の金峯山に所属する者をはじめとして、諸權門に所属する者に対して役を賦課することよりも、春日社の神人に対して譴責する方が急であつたことを知ることができる。この春日社の訴訟は、夜莊殿役賦課の根拠が「勅定」であることから、結局受理されなかつた。

この文永六年の春日社の訴訟の事例から、我々は夜莊殿役がまさに弘長三年太政官牒(勅定)によつて、春日社神人をも対象に含む大和一の「土民」の課役として拡大賦課されたことを確かめることができる。興福寺の勢力拡大にとつて、この太政官牒(新制)は重要な根拠となつたのである。

さて、この夜莊殿役をはじめとして、この太政官牒を要求し利用していった興福寺内の勢力は何であつたか。興福寺別当の行動を規制しようとする条文、あるいは院家領の勝手な売買を停止しようとする条文の存在を考慮するならば、別当や大乘院・一乗院等の院主を中心と

する勢力ではないように思われる。この弘長の太政官牒の出された翌年の「中臣祐賢記」文永元年七月二十七日条には、春日社散在神人に夜莊殿役を課すことについて、春日社の社司集会が別会五師を通じて興福寺「衆中」に訴えてている記事がある。この記事によると夜莊殿役の賦課が別会五師を窓口とする興福寺衆中(衆徒)であることが考えられる。この衆中(衆徒)は明らかに先述した嘉祿二年の南都新制にみる衆徒とは異なり、学侶・学道とも区別される集団と推測されるが、この点については別の機会に問題にしたいと思う。

(iv) 写本の作成者について

この太政官牒の内閣文庫本の表紙には、

「 康永三年 日

〔興〕 福寺宣下拾陸箇条事 弘長三年

法眼和尚位(花押)

表紙裏には、

「 施入別会五師範去

櫃無之、仍諸方尋出令書写之

とあり、この写本が康永三年(一三四四)に法眼和尚位某によつて書写されたことがしるされている。この表紙のあり方は、先にみた治承五年の寺辺新制と全く同じであり、法眼和尚位某の花押も一致する。また、弘長三年八月十三日の公家新制(宣旨)は内閣文庫所蔵であるが、その表紙は、

「 康永三年後二月 日

公家新制 四十一箇条  
弘長三年

法眼和尚位(花押)

表紙裏には、

「 施入別会五師範芸

若雖有取出事、必如本可被返置之、

とあって、この写本も康永三年に法眼和尚位某によって書写施入されたことが判明する。つまり、法眼和尚位某は康永三年後二月日に治承五年寺迎新制、弘長三年公家新制(宣旨)、同太政官牒を書写施入しているのである。この法眼某はまた、文永四年(一二六七)八月二十二日の「明法条々勘録」を暦応四年(一二四一)正月日に書写施入している。また、「大乘院評定条々記録」を康永二年二月一日に書写している。<sup>(26)</sup>

以上の事実については、すでに佐藤進一氏・後藤紀彦氏によって指摘され、この法眼某を別会五師範芸とされた。<sup>(27)</sup> また、利光三津夫氏は上座法眼清舜・権上座法眼琳乘・寺主法眼隆乘のうちの一人であると推測された。<sup>(28)</sup> 面説のうちどちらが正しいのか、あるいは別の比定ができるのかについては今のところ結論を出すことができない。前説については、法眼某が別会五師範芸に施入したとも考えられ、後説については、康永三年の「興福寺三綱補任」<sup>(29)</sup>にみえる法眼位の僧を抽出したにすぎず、三綱になっていない法眼位の僧の存在を無視している点に問題がある。法眼某を誰と特定することができないが、次の事実を付け加えることができる。内閣文庫所蔵大乘院文書にある康永四年正月

公家新制と寺迎新制(福葉)

の「日次雑々記」<sup>(30)</sup>の筆者法眼和尚位は、筆跡・花押から今問題にしている法眼某と同一人物である。筆者である法眼某(日記中では「予」とある)は他の大乘院の侍・房官たる清任法眼・源覚法眼・頭清法眼などととも到大乘院門跡の居住する禪定院で行なわれた節供に参加していることから、大乘院に属する房官であったことは間違いない。故に大乘院の房官が公家新制・寺迎新制・明法条々勘録・大乘院評定条々記録等をこの康永から暦応にかけて書写したかについては今後の課題として残さざるをえない。

(四) その他の興福寺寺迎新制

(i) 弘安八年新制

この年に寺迎新制が發布されたか否かについては条文が現存しないためはっきりしない。しかし、寛正四年(一一四六三)十月十五日に学侶・六方の手によって作られた「寺門国中掟法」<sup>(31)</sup>には「守弘長・弘安之宣下并応永年中度々掟旨、互存三穩便二可レ懸三興隆寺社再興二矣」とあって、先の弘長三年の公家新制(太政官牒)と並ぶ公家新制が弘安年間に興福寺に宛てて下され、後世に伝えられたことを知ることができる。この興福寺宛の新制はまだ見出すことはできないが、三浦氏や後藤氏によって存在と条文の一部が紹介された弘安二年(一二七九)八月十日の新制と、弘安八年(一二八五)の新制のどちらかをうけて「宣下」(太政官牒によるであろう)されたものと考えられる。それでは、このうちのどちらの年の新制が該当すると考えられるかについては、結論を出すことができない。

## (ii) 年月日未詳寺辺新制断簡

成實堂所藏大乘院文書中に「寺内制限」の表題を持つ一巻がある。

この史料については、かつて『成實堂古文書目録』<sup>33)</sup>が興福寺々僧の乗物等の過差を誡めた掟書であり室町時代中頃のものであると、その内容を簡単に紹介しており、最近刊行された『大乘院文書』の解題的研究と目録』<sup>34)</sup>では荻野三七彦氏がその内容の一部を翻刻紹介され、室町時代以前の写であるとしている。荻野氏は「禁制」とされるが、前半部分は明らかに寺辺新制の写であり、後半部分はこの新制を注進した僧の、注進までに至る経過を記した言上状の写である。「制限」という文書で始まる前半部分は、七カ条の条文を持つ服装等の過差の禁令である。この点からこれまで述べてきた鎌倉期の寺辺新制との類似性が指摘できる。「乗物事」「履物事」「持物事」「香頭事」「手水所事」「<sup>両之</sup>多堂修二月造花事」「夜荘敲事」の七カ条の最後の第七条は途中で切られているようであり、本来の条文数はこれより多かつたかもしれない。

後半部分については、荻野氏は「戯画めいた文章であり、厳めしい『過差禁制』とは不似合である」とされるが、前半部分の「制限」すなわち寺辺新制の「倩案」を提出するに至った事情を記している興味深い。内容から、寺辺新制を発布するために、「中藪」「下藪」が寄合い内々に評定して寺辺新制の法案を「上藪」に注進せんとしたことがわかる。このときの寺辺新制定は興福寺宛に下された公家新制をうけてなされたのではなく、興福寺独自に実施したようである。「上藪」

「中藪」「下藪」がいかなる集団の身分を示す言葉であるかなど、不明な点は今後の課題とせざるをえない。

## (iii) 応永二十七年六月「寺社惣別新制」

先述したように、寛正四年十月の「寺内国中掟法」には弘長・弘安の新制とともに「応永年中度々掟」があったことをしるしている。

「寺門事条々聞書」<sup>35)</sup>の応永二十七年(一四二〇)六月二日条には、「集会之時、寺社惣別新制。条々沙汰在之、則被相觸」として、以下の新制の事書を記している。

- ① 月次唯識講酒式不可<sub>レ</sub>過三<sub>二</sub>献<sub>一</sub>事
  - ② 諸坊諸院内外会合同篇
  - ③ 八朔礼分停止
  - ④ 五節供可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>ソ品之儀<sub>一</sub>
  - ⑤ 悦酒毛立三折敷菓子三献
  - ⑥ 法花会糲糠菓子略之、出立所毛立二酒一献
  - ⑦ 歳末略之、年始引物同略之、
  - ⑧ 道迎等停止
  - ⑨ 奈良中米銭少憑支停止之
- この九カ条に加えて、さらに六月十五日に学侶集会以重ねて新制を定めた。

- ⑩ 於月次唯識講者、菜二酒、酒者一向被止之
- ⑪ 興善院講ヲモン略之
- ⑫ 捧物ハ二帖宛可被出之、講問尚恰用也、沙汰人并探ハ不可取之

以上、十二カ条にわたる学侶が定めた室町期の新制は、先の「掟法」と呼ばれたものの一つであろう。この事書には今まで検討してきた鎌倉時代の寺迎新制に必ず登場した夜荘殿役や服装・車・所従などの過差の問題などは登場しない。また、この新制が「自今月上旬至明年十月停止」という期限付きの立法であったことも、鎌倉期の新制には見出すことができない。

## 第二章 公家新制と寺迎新制の関係

前章では興福寺の寺迎新制について、現在知りうる個々の事例の紹介とその内容の検討を行なった。ここでは、公家新制の伝達ルートを中心に公家新制と寺迎新制の関係をまとめておきたい。

嘉禄二年の南都新制の事例はひとつのモデルを我々に示している。

公家新制(宣旨)↓公家新制(太政官牒)↓寺迎新制

このモデルにしたがって、興福寺の個別新制がどの位置にあたるかを示したのが〈表Ⅳ〉である。空欄の部分は、その位置にあたるべきものがいまだ史料上見出せないところである。尚、南北朝以降のものとと思われる年月日未詳寺迎新制と応永二十七年の寺社惣別新制は公家新制を契機としないと思われるので表から除外した。<sup>(36)</sup> 弘長・弘安の寺迎新制は、後世になって「弘長・弘安之宣下」のみが記憶されていることから、あるいは寺迎新制は特に制定されなかったかもしれない。このように〈表Ⅳ〉の各欄をすべて確定することはできないが、鎌倉期までの寺迎新制が多く公家新制の発布を契機として立法された

公家新制と寺迎新制(稲葉)

△表Ⅳ▽

公家新制(宣旨)	公家新制(官牒)	寺迎新制
治承三年八月三十日 公家新制?		治承五年六月 寺迎新制
建久二年三月二十八日 公家新制?	「建久之新制」	「建久」の「起請」
嘉禄元年十月二十九日 公家新制	「今制」	「元久之新制」
弘長三年八月十三日 公家新制	弘長三年十月十七日 太政官牒	嘉禄二年正月日 南都新制
弘安二年・八年 公家新制?	「弘安之宣下」	

とすることは大旨、首肯できるのではないだろうか。そして、公家新制が寺家に伝えられる手段はこのモデルを基本としたに違いないと考<sup>(37)</sup>える。

次に、公家新制あるいは寺迎新制が興福寺からどのようにして他寺院あるいは大和国内に伝達されていたかを見ておこう。弘長三年の太政官牒が七大寺や大和国を施行対象とする条文を含んでいることについてはすでに見たところである。大和国内の荘郷を対象とする殺生<sup>(38)</sup>禁断令は郡の組織を通じて伝達されたのではないだろうか。七大寺に対しては興福寺牒状を送付することによって関係する新制内容を伝達したと思われる。建仁二年(一一〇二)七月十四日の大安

寺請文<sup>(39)</sup>、および同年八月二日の東大寺牒は、いずれも興福寺から牒送された新制の内容を請けたものである。僧侶の衣服規定を内容とするこの「宣下」がいかなる様式の文書で興福寺に下達されたかはわからないが、興福寺は「牒」の様式の文書で「南都一門」たる大安寺、東大寺に伝達した。これらの七大寺たる寺院は「請文」「返牒」を興福寺に送るとともに、諸末寺にさらに伝達したものとと思われる。

同じく『福智院家古文書』に弘長元年(一二六一)十一月三日の春日社執行正預神主連署請文と、同年十一月八日の春日若宮神主請文がある。<sup>(40)</sup>この両通は興福寺の「僉議」の「御命」三カ条に対する春日社本社および若宮の請文である。興福寺の「僉議」とは、第二条に「外者又可処衆徒之重科事」とあることから、衆徒の僉議である。三カ条の内容は、第一条が太刀腹巻を帯し異類異形で往反する者の糺明を神人に命じたもの、第二条が社司氏人と社参の女人との密通の禁、第三条が神人の服装——折鳥帽子を着用すること、又、黄衣を着用しないこととの禁止——に関する規定および博奕(四一半)・殺生の禁止である。弘長元年五月十一日に二十一条の公家新制が發布されたことは、すでに三浦周行氏によって五カ条の事書が紹介され、後藤紀彦氏によって五カ条の条文が紹介された。<sup>(43)</sup>その事書を示すと左の如くである。

- ① 可令禁断殺生事
- ② 可停止売買人事
- ③ 可禁制博戯輩事
- ④ 可停止非職輩带兵杖横行洛中事

#### ⑤ 可遣下行獄囚米事

この五カ条と先の三カ条を比較すると、二十一箇条中五箇条しか公家新制が残存していないにもかかわらず、公家新制④条が第一条に、第③条が第三条に対応していることがわかる。このように興福寺が春日社に命じた三カ条は、明らかにこの年五月に宣下された公家新制が興福寺に下達され、その内容をさらに特殊春日社宛に興福寺が命じたものである。

さて、以上考察したような公家新制と寺辺新制の密接な関係、公家新制の伝達ルートのあり方は、おそらく特殊興福寺のみにあてはまるのではなく、他寺院一般にもあてはまるのではなからうか。先にみたように鞍馬寺に宛てて公家新制が太政官牒で發布された事例を想起する必要があろう。しかし、この点を判断する材料は少なく、確実なことは今後の課題とせざるをえない。<sup>(44)</sup>

#### おわりに

以上、第一章では興福寺寺辺新制の個別事例を検討し、第二章では公家新制と寺辺新制の関係について一般化を試みた。しかし、一般化において考察から除外した鎌倉末期以降および平安期においては、第二章で示した公家新制の下達から寺辺新制發布に至るモデルはあてはまらないであろう。かつて三浦周行氏が指摘されたように、<sup>(45)</sup>鎌倉末期になると公家新制の内容は過差の停止(儉約令)に局限されるようになり、かつ宣下の範囲は縮少され院の文殿に布達されるに止まるので

ある。公家新制がこのように実施対象範囲を縮少し、かつ形式化させた段階において官牒又は院宣などによって新制内容を寺院に伝え、寺院が寺辺新制を制定するなどということは考えられないであろう。事実、そのような事例を我々は未だ知らない。

それでは平安期はどうか。治承五年の興福寺寺辺新制以前の寺辺新制の事例を我々は知らない。しかし、公家新制が寺社権門に布達されていたことは確かである。著名な保元元年の新制中には荘園整理令とともに伊勢神宮以下の神社の神人や興福寺以下の寺院の悪僧の濫行を停止する条項が含まれている<sup>(46)</sup>。これらの条項は当然条文中に名指しされた寺社に下達されたはずである。水戸部氏は『朝野群載』巻十一所収の天台座主宛の鳥羽上皇院宣(新制の下達を予告する内容)を提示され、長承元年九月十日の公家新制(十四カ条)の中には当然寺院に関する事項が含まれていると推定された<sup>(47)</sup>。ただ、新制の下達が官牒によって数カ条まとめて下達されたか否かは確認することができない。

最後に蛇足になるが、水戸部氏が提示された高野山の寺辺新制<sup>(48)</sup>について述べたい。

水戸部氏は延応元年六月五日高野山制条<sup>(49)</sup>①、同年十一月廿一日高野山検校良任置文<sup>(50)</sup>②、文永八年七月日金剛峯寺年預置文案<sup>(51)</sup>③の三つの事例を紹介され、これらを寺院新制とされた。その根拠は、①の文書の端に別筆で「八箇条新制」とあること、②が①をうけて発布されていること、③の条文中に「制符」という文言がみられることにある。

と推測される。水戸部氏は寺院においてさまざまな発布主体が制定した数カ条の条文を持つ寺内法をすべて寺院新制と考えておられるようであるが、そのように寺院新制の概念を拡大すると簡条書の形式を持つ寺院法の多くが寺院新制となってしまうであろう。それはかえって公家新制・武家新制を含めた新制の概念を不明確にするものである。今、水戸部のあげた①②③の寺院新制のうち、史料上「新制」の文言が見られるのは①のみであり、それも、後世になって書き加えられたものである。①は押帟にあるように当時「宗家八ヶ条」「宗家八箇条厳制」などと呼ばれており、興福寺のように寺辺新制とは呼ばれていないのである。②は本文中に「制符」という文言があることから、制符||新制としたものである。しかし、③の文書様式は高野山文書中に数多く見られる衆徒等の置文の様式と同様であり、それらととさら制符(||新制)として区別することはできない。又、制符という文言も一般的な意味で用いられており、新制を意味してはいないと思われる。②は制符という文言もみられない。このように、①②③とも公家新制を契機として発布される寺辺新制とは性格を異にするものであり、ことさら「寺院新制」と呼んで一般の寺院法と区別する必要はないであろう。ただ、①については、条文中に仏事興行、殺生禁断、服装の過差の禁など公家新制中によく登場する条文を含んでいること、および佐々木文昭氏が指摘しているように、延応元年四月十三日の幕府の六波羅砲兵杖禁止令(追加一〇二条)<sup>(52)</sup>(①の条文中では第七条で「武家之制法」と呼ばれている)を契機として、高野山座主仁

和寺真乘院覚性(「宗家」)が寺家たる高野山の檢校以下に発布したと推定できること等が、のちに新制と呼ばれた原因であろう。ここに、幕府↓六波羅↓高野山座主↓高野山(寺家)、という兵杖禁止令の伝達ルートが見えるが、先にみた公家新制の寺院への伝達ルートとの関係については今後の課題としたい。

以上、寺辺新制について検討を加えてきたが、結局、最後は「新制とは何か」という根本問題につきあたった。この点については、もはや寺辺新制のみを考察の対象としては解くことができない。新制全体を今後の課題としたいと思う。

## 註

- (1) 三浦周行「新制の研究」(『法学論叢』一四一六、一五一一、二、四、五、六、十六―一)、のち『日本史の研究』新輯一、岩波書店、一九八二年に収録される。水戸都正男『公家新制の研究』創文社、一九六一年。この両著が新制に関する代表的著作である。
- (2) 水戸部註(一)論稿一五一頁―一五九頁  
滝川政次郎博士米寿記念論集『律令制の諸問題』(汲古書院、一九八四年)所収
- (3) 月刊エディター『本と批評』一九八〇年七月号
- (4) 『養和元年記』(成實堂藏大乘院文書)。太田博太郎『南都七大寺の歴史と年表』(岩波書店、一九七九年)一七〇頁―一七八頁に一部が紹介されている。
- (5) 古文書二一函四一〇号
- (6) 花園大学福智院家文書研究会編『福智院家古文書』(花園大学、一九七九年)二二号文書
- (7) 人名比定は「興福寺別当次第」(『続々群書類従』巻二所収)による。
- (8) 三浦注(一)論文
- (9) 佐藤進一、池内義資編『中世法制史料集』第一巻鎌倉幕府法、追加一五、一六、一七条参照。
- (10) 水戸部註(一)論稿
- (11) 『春日大社文書』第二巻(吉川弘文館)第四八〇号文書
- (12) 東京大学史料編纂所蔵の写真版によった。なお、この史料の存在については網野善彦氏の御教示をえた。
- (13) この史料は、かつて渡辺澄夫「大和の悪党」(『日本歴史』一三九号所収)が注で第四条の一部を紹介されたのみである。
- (14) 「中臣祐賢記」文永六年正月二十一日条(『春日社記録』二、増補統史料大成、臨川書店)
- (15) 後藤紀彦『田中本制符』―分類を試みた公家新制の古写本―(『年報中世史研究』五号)
- (16) 東京大学史料編纂所蔵『演習古文書選』様式編(吉川弘文館)に収録されている。
- (17) 『中世政治社会思想』下、日本思想大系22(岩波書店)四一七頁。
- (18) 注(一)論文
- (19) 注(17)三三頁―五六頁
- (20) 『拾芥抄』(故実叢書)
- (21) 南都七郷については、永島福太郎『奈良』(吉川弘文館)参照。
- (22) 永島福太郎『大和守護職考』(『歴史地理』六八一―四)
- (23) 三浦注(一)論文。『鎌倉遺文』八九八―一号。
- (24) 『春日社記録』二
- (25) 『中世政治社会思想』下、一〇六―一三五頁
- (26) 佐藤進一「大乘院の評定制」(『年報中世史研究』二)参照。
- (27) 佐藤注(26)論稿、後藤注(15)論文。尚、法眼某を範芸に比定されたのは後藤氏である。『中世政治社会思想』下の解題も範芸に比定している。
- (28) 利光三津夫「内閣文庫本『明法条々勘録』の研究」(『律令制とその周



辺」所収)

(29) 『続群書類従』第四輯下

(30) 古文書二九函三八九号

(31) 『大乗院寺社雑事記』卷三

(32) 三浦注(1)論文、後藤注(15)論文、

(33) 蘇峰先生文章報国五十年祝賀会編『成笈堂古文書目録』(明治書院・一九三六年)

(34) 荻野三七彦編著『大乗院文書』の解題的研究と目録(上)(石川文化

事業財団お茶の水図書館、一九八五年)

(35) 内閣文庫所蔵大乗院文書(古文書二二函三六七号)

(36) 年月日未詳の寺辺新制については前半部分に示された新制条文の一部は

鎌倉期のものである可能性があるが、新制発布の手続を示す後半部分は南

北朝以降のものであると推測されるのでこの表から除外した。

(37) ただし、公家新制の中のひとつの条項が、単行法令として院宣によって

神護寺に下達された事例が存在することは第一章(目)で見た通りである。し

かしこれは単行法令の場合であり、数カ条を有する公家新制を寺院に下達

する場合は太政官牒の様式をとるのが正式であったと考える。

(38) 興福寺が大和国内の郡刀祢を通じて郡内荘郷を掌握し一國平均役を賦課

し検断を実施したことについては、拙稿「鎌倉期の興福寺寺院組織につい

て」(『名古屋大学文学部研究論集』史学二七・一九八一年)参照

(39) 『福智院家古文書』一一二号

(40) 同右、一三三号

(41) 大安寺が「請文」で、東大寺が「返牒」であったことは両寺院の興福寺

との関係を表わしている。すなわち前者は本末関係であり、後者は対等の

関係である。

(42) 『福智院家古文書』九九ノ一六・一七号

(43) 三浦注(1)、後藤注(15)論文

(44) 水戸部正男氏は注(3)論文において、「寺院新制の初見は治承五年(一一

公家新制と寺辺新制(稲葉)

八一)の興福寺学衆新制案であるが、大法師以上の僧侶の衆会によって評

定決定、施入している。鎌倉時代に畿内とその周辺諸寺院で寺院新制を制

定した事例をあげると、山城の海住山寺、醍醐寺、京都の泉涌寺、大和の

東大寺、海龍王寺、西大寺、永久寺、河内の金剛寺、摂津の勝尾寺、紀伊

の蓮乗院等に見られ、その多くは僧侶の集会によって制定している。もっ

とも中には寺院の開創者が制定した泉涌寺のような例もあった」とされ

る。ここにあげられた諸寺院の新制の事例がいかなるものかは、典拠がい

ちいち示されていないので推測する外はないが、私のみるところ具体的に

史料上「新制」と呼ばれているものはなく、多くは僧侶集団が自ら定めた

寺法としての規式や記録、院主や別当などの置文の類である。今、私の問

題とする寺辺新制は公家新制の発布を契機としており、一般の寺法たる制

規・置文などと混同してはならないと考える。ただ、寺辺新制と一般の制

規等の区別は、興福寺の室町期の新制にみるように、時代がたつにつれて

次第に区別がつかなくなっていくと思われる。

(45) 三浦注(1)論文

(46) 水戸部注(1)論著、八九一九〇頁

(47) 同右、六八頁

(48) 水戸部注(3)論文

(49) 『大日本古文書』高野山文書二・宝簡集六八五号

(50) 同右、高野山文書一・宝簡集四三三三号

(51) 同右、高野山文書一・宝簡集四三三九号

(52) 佐々木文昭「鎌倉期公家新制研究序説」(佐伯有清編『日本古代史論考』

吉川弘文館)所収

〈參考1〉

○弘長三年十月十七日太政官牒寫

國立公文書館・旧内閣文庫所藏大乘院文書

〔案〕 康永三年 日

○福寺宣下拾陸箇條事 弘長三年

法限和尚位(花押)

〔案〕 施入別會五師範藝

樞無之、仍諸方尋出令書寫之

太政官牒與福

雜事拾陸箇條

一、應興行法相并律宗事

右、得彼寺僧綱大法師等去八月十日奏狀備、佛法傳來遙曆三國、皇朝施行分立八宗、自爾以降、實試賢聖留而弘通之、吾國神祇誓而護之、能化所化云法云人、機感和合事皆滿足而漸及未代之衆、實試頻弘正法將廢、良由大道遠而難遊、邪催近而易踐、少人皆俯從其易、不能力行其難、故廢亡及之、君子徒勞處其難、不能逸居其易、故興隆流之、是知興廢無門、唯人所召、永被止邪是之小位、宜被與法相等大道者、守護神明再增威光、傳來法命永留未代敷者、

一、應補任淨行

右、得同前奏狀

〔案〕 依阿僧迦之勸請、降壇闍國之講堂、放大光明、集有緣衆、說彼五部論祐、此一宗基、自爾以降、血脈無絕、相承繩繼、傳于扶桑、盛于末葉、依。一朝之尊崇於他門、被置六宗之長官於當寺之刻、依諸宗之得訴決應和之宗論、法相獨步論場、剝重被置權官、誠是我朝之遺美、可謂釋門之規模、又僧正者僧徒之極官糾綱之重職也、非才智者不可掌之、非淨行者不可居之、而近曾以來謬補濫僧、匪啻先蹤之不宜、

〔案〕 來從佛被至雙林說唯識三 法大聖

殆爲後進之比量、自今以後、永停止濫行無智之妄授、可被抽修學與隆之淨侶敷、所以者何瑜迦論曰、諸愛之中欲愛爲最、若能持彼餘、制強力劣者自伏云、今案此文、源、永斷根源、可說未流敷、〔案〕 制符之以前、自雖有違犯事、思於興隆者、可被登用敷者、

一、應撰其器維摩會講師事

右、得同前奏狀備、件御願者天下無變之法會、寺中第一之佛事也、齋明之御宇、權興盛于延喜之寶曆、昔相國之神筆表白之文、猶鮮菴羅苑之粧蔽、妙香之薰遠國、其會永留我寺、其聲已聞大唐、以應彼講師之勸請、爲此學侶之先途、而不積修學鑽仰之功、有淺見寡聞之輩、或屬強緣或趁勢利、輒應其撰。依敷其役事之凌遲莫不從斯、自今以後、兼撰學道成立之仁、可有推舉勸請之儀敷者、

一、應令七大寺別

右、得同前奏狀備、件御願者天下無變之法會、寺中第一之佛事也、〔案〕 賢聖所 舊跡也、而今寺領封戶廢而爲權門勢家、住持僧侶去而交他國邊土之塵、靈像懸殘、夜月侵白臺之頂、聖跡空荒、秋露點青草之頭、匪當堂堂塔樓閣之零落、已及寺中郭內之耕作、悲哉、顯密修學之嗣、變成農夫田夫之業、早仰別當等、宜令修造牆垣、被停止耕作敷、兼又備見未代寺務之仁、徧廻當時威勢之秘計、蓄養寺邊國中之惡黨、不顧修學稽古之輩、爲世爲寺有損有害、自今以後、不畜損惡黨、不扶持學侶、不加寺塔修理、不止壇場耕作者、早被改易其職、可被撰補其器敷者、

一、應停止七大寺以下諸寺別當買其寺領事

右、得同前奏狀備、件御願者天下無變之法會、寺中第一之佛事也、〔案〕 或不及修理修造之計、剽沽却寺役寺之地、又或外稱寄進內、令放券之由、粗有聞敷、所行之企難避罪科、早尋明其仁、改其職以前可被糾返之、向後止之敷者、

一、應停止諸院家領沾却事

右、得同前奏狀備、件領者起自本主二世之本願、永爲常住三寶之施物、而

一代院主恣沽却、因茲、時節佛事隨日退轉、當寺別院逐年衰微、內背吾寺之冥慮、外背本願之素意、罪義之至何事如之、寺門之滅亡職而由斯、向後一切停止、若猶違犯者、賣買共可被罪科敷者、

一、應停止遍世別願背世事口入事

右、得同前奏狀偈、〔六六〕般若經云、恒樂寂靜遙離之法如是、菩薩不着俗事〔六六〕、爰當世之間、遁學道交衆之役、表寂靜遠離之相、口稱菩薩之行、心求勸進之利、偏廻內緣強緣之意巧、頻致世俗世事之口入、難測冥慮、甚背人望、一切可被停止也者、

一、應禁斷大和國中殺生事

右、得同前奏狀偈、青丘太賢師曰、世間所畏、死苦爲窮、損他之事、無過奪命云々、是以十重之中、以殺生爲重、堅守戒品、於當寺進退之地者、可被禁斷也者、

一、應停止酒宴事

右、得同前奏狀偈、酒者迷亂正念、迷失本心、放逸之本、過惡之源也、作不可作、言不可言、自醉自飲、猶以爾、況於〔六六〕宴飲哉者、

一、應停止權威仁〔六六〕事

右、得同前奏狀偈、甲乙人或爲全相傳、以私領寄進權門、或依有相傳、帶文書令知行、而忘其忠功、猥被成妨、又無指由緒、偏只押領、是依貧欲之甚、不辨理非之道、爲世為人、不可不歎、遺教經云、多欲之人多求利、故苦惱亦多、行小欲者、心即怛然無所憂畏、不知足者、雖富而貧、恒之短故、知足之人、雖貧而富、常安樂故云々、早被止非分多欲之企、被全理運相承之領者、忽除彼苦惱、定誇其安樂歟者、

一、應停止寺門飼鴨事、

右、得同前奏狀偈、賞旣禽畜事、興宴之媒、放逸之態也、在俗猶制之、況於出家哉、蓮華面經云、有比丘畜養象馬〔六六〕牛羊、乃至賣買、以自養活捨命之〔六六〕豎地〔六六〕、〔六六〕牛馬猶以誠之、況無要之鴨鳥、豈不禁之、非畜學道之妨、且爲罪障之源、云寺中云寺外、一向可停止之者、

一、應禁誠寺社御願供料不法事

公家新制と寺辺新制(稻葉)

右、得同前奏狀偈、件諸供者或公家鄭重之御願、或長者懇勤之精勤也、而日日勤行、更難不懈、月々供料敢無下行、糶掌等作補莫大之温職、抑留狹少之課役、先私利後御願之條、豈叶本願御素意哉、論之政道不遁罪責歟、觀佛三昧經云、盜僧物者過殺八万四千父母罪〔六六〕、方等經云、五逆四重我亦能殺。僧物者、我不能救〔六六〕、供料者僧物也、抑留者盜犯也、罪業已重、不可不哀、早云以前之懈怠、云向後之沙汰、任員數可下行之由、欲預上裁、其上若致對捍之糶掌〔六六〕、〔六六〕之者、

一、應不每退轉〔六六〕坊三十講事

右、得同前奏狀偈、倩案別當釐務之要、無如佛法興隆之計、爰件講者、當寺規模之勤、學道成立之本也、而末代有名無實、近年興廢繼絕、學効成林者若勸道、若令退轉者、又還衰微歟、永爲每年之勤、不可退轉之由、忝被下諭旨、欲擬永格者、

一、應停止神人寄人加增事

右、得同前奏狀偈、諸社神人權門寄人、被停止新加事、制符有限歟、然而追年隨日、新入加增各募威勢威望之權、猥遁神事佛事之役、寺社兩方之違例、真俗二門之障礙也、仍停止新加可被定員數者、

一、應不論權門宛催夜莊殿頭事

右、得同前奏狀〔六六〕、〔六六〕殿者一寺之大營也、而弊諸所之威、〔六六〕每年開如、未代弥難治、所詮不難古年頭神人巫女等、住鄉內之強孕、國中〔六六〕之類、不漏一人、可令催勤之、社司猶勤之、況於神人已下輩哉者、

一、應停止衣裳等過差事

椎鈍衣裳絹并織絹、  
裳生絹、  
付衣裳絹細美布、  
袈裟美絹織絹、  
僧綱表袴織物、  
凡卑凡僧輩拍、  
裘袂綾唐綾、

## 名古屋大学文学部研究論集(史学)

二〇

兒童二衣二小袖直垂喪并紅紫二色袖、  
 中童子直垂、不論四季、可用淺黃小袖綾唐枝紫并大口、  
 大童子織物魚綾（注）并大口也衣、  
 力者細美衣袴（注）、  
 男女鄉民直垂雖為淺黃美布綾唐綾紺紫小袖大口同薄衣目結地白帷、  
 已上停止之

以前、得同前奏狀偈、條々上奏如右、伏推佛法者依王法以興、王法者依佛法以興、二法共興万邦可安敷、爰忝預千載一遇之聖間、所述千慮一得之愚短也、若有法不行、不如無法、如法被行之、當寺蓋興之、傷其法者、不在外物、皆由權威、上憚之不行、下屬之不用、古來已難治、今亦宜然、但上知之亂之、下恐之。從之、最勝王經曰、由先善業力、生天得作王、雖生在人世最勝、故名天、由諸天護持、亦得名天子、三十三天主分力助人王、除滅諸非法惡業、令不生教有情修善、使得生天上、又（注）經曰、我涅槃後法付國王、大臣輔相掌（注）。勿致衰損（注）如是依教行者、則國中（注）。  
 調雨順、諸天慶悅、豐樂安穩、災橫皆除、率土太平（注）、如此又者、我君以宿善之力、得天子之名、以諸天護持之勢、被行諸惡莫作之法、者諸天可喜、風雨可調、災橫可除、國土可平、玉牀彌堅寶祚猶長者、正二位行大納言藤原朝臣良教宣、奉勅依奏、者寺宜（注）。知、依宣行之、牒到准狀、故

弘長三年十月十七日修理東大寺大佛長官正五位上行左大史兼能登介

小槻宿弥在判牒

從四位下行權中辨兼皇后宮亮藤原朝臣

以写本一交了

銘之

新制 宣下十六箇條（弘長三年）

別会櫃文書也、借請（弘長三年） 治部卿 五師書之了、

(注) 1 もとの文字の上に重ね書きで訂正されたものは、訂正された文字の左傍に・・・を付して示し、もとの文字が判読できる場合のみ、右傍に(X)を付して示す。

2 「大宮文書」(東大史料編纂所写真版)にある同内容の太政官牒の写本の断簡の最初と最後の部分を※で示す。

3 「大宮文書」によって虫損等が判読できる場合、右側に( )で示した。内閣文庫本にみられない文字がある場合は当該部分に。を入れ、右側に( )で示した。

## (付記)

史料閲覧を許可された、国立公文書館、東大史料編纂所に感謝したい。とりわけ「大宮文書」写真版の閲覧においては、笠松宏至氏のお世話になり、謝意を表したい。なお、本稿は昭和五十七年度文部省科学研究費補助金奨励研究(A)の成果の一部である。